

別表

補助対象者	介護サービス種別等の区分	補助金額
地域外に事業所を構え、その事業所から利用者宅を訪問し介護サービスを提供する介護サービス事業者	居宅サービス（介護予防サービスを含む） <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・福祉用具貸与・特定福祉用具販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 西日本宮島フェリーまたは宮島松大汽船が運航する定期船による宮島口棧橋から宮島フェリーターミナル間の渡航費用 <ul style="list-style-type: none"> 【運賃】 1回につき1人500円を上限とする。 【航走料】 1回につき3,500円を上限とする。 【特殊手荷物運賃】 1回につき800円を上限とする。 ・ 宮島口周辺駐車場の利用料金 <ul style="list-style-type: none"> 1回につき500円を上限とする。 駐車場の月極契約を結ぶ場合、月額9,000円を上限とする。 ・ その他市長が認めるもの
	地域密着型サービス（介護予防サービスを含む） <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 	
	居宅介護支援・介護予防支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援 ・ 介護予防支援（地域包括支援センターを除く） 	
	介護予防・日常生活支援総合事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号訪問事業 ・ 第1号通所事業 ・ 第1号介護予防支援事業（ケアマネジメント） 	

※支給額を算定するに当たり、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。